

全酒政第 15 号  
令和 5 年 12 月 6 日

自由民主党 街の酒屋さんを守る国会議員の会  
会長 田中 和徳 殿

全国小売酒販政治連盟  
会長 吉田 精孝



## 地域の魅力をつくる酒販店の振興並びに小売酒販組合の活性化等に関する要望書

日本社会全体が人口減少社会に転換する中で、経営的に脆弱な個人事業主や小規模事業者が事業を継続することは難しく、大手組織小売業者の販売場が地域の唯一の買い物場所であることも珍しくありません。

特に、地域を支えてきた酒販店は、免許制度の規制緩和による競争の激化、コロナ禍を経ての消費者の行動変化、地方の人口流出、後継者不足、所得水準の低迷等、企業努力だけでは対応しきれない厳しい状況に長く置かれています。

また、地域に根差し、様々な役割を果たしてきた酒販店の衰退は、地域の文化や魅力を失い、地域そのものの衰退にも繋がるとともに、酒販店の減少は、我々小売酒販組合の存続にも直結する問題です。

小売酒販組合は、酒類業組合法に規定された目的のほか、酒類を販売する者の責任として「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」といった社会貢献活動等、公益的活動に積極的に取り組んでおりますが、組合員数は平成 8 年をピークに減少し、平成 26 年に採択された国会請願※1 後も新規加入は進んでおらず、組織運営も厳しい状況にあります。

酒販店並びに小売酒販組合の現状を鑑み、地域の魅力をつくる酒販店の振興と小売酒販組合の活性化等のため、次の通り要望申し上げます。

※1 平成 26 年 6 月第 186 回国会にて全会一致で採択された国会請願「健全な飲酒環境の整備に関する請願」。小売酒販組合が行う公益的活動を全酒類小売業者で支えるべき等を請願項目とした。

## 記

### 1. 地域の魅力をつくる酒販店の振興に関する要望

- ① 全国同じ景色、同じ食べ物、飲み物では、地域の魅力は失われてしまいます。“地域らしさ”を形作っている小規模事業者を保護する施策等の実施により、努力する者が商売を継続し、次代に承継できるよう、地域全体の魅力向上への取組みや、所得水準の向上策等の検討をお願いいたします。
- ② 酒類の特殊性を鑑みた酒類の公正な取引環境の整備と、調査に際しては、特に市場に大きな影響を与える酒類業者の実態を把握すること、さらに違反者への速やかに指示等をお願いいたします。
- ③ 地域の地酒や焼酎、日本ワイン等を「地域に愛されるお酒」に育てることは、地域に根差した酒販店が得意とするところです。酒販店が挑戦しやすい新たな取組みやインバウンド対応力の強化のための積極的支援をお願いいたします。

### 2. 小売酒販組合の活性化に関する要望

- ① 小売酒販組合は法定研修である酒類販売管理研修の定期開催や、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」といった社会貢献活動を実施する公益性の高い活動を行っています。今後もこれらの活動が継続できるよう、小売酒販組合の組織率の向上策の検討と一層の支援をお願いいたします。
- ② 平成29年より受講が義務化された酒類販売管理研修については、国税庁、国税局等が酒類販売管理研修実施団体の指定を行い、指定を受けた団体において開催しているところです。酒類販売管理研修実施団体は、一定の要件を満たす法人や団体であれば、その指定申請の基準を満たすことができますが、法定研修となった酒類販売管理研修の重要性に鑑み、その指定に当たっては適切に酒類販売管理研修を開催できる法人、団体であるか否かを厳正に審査して頂くことを求めます。

### 3. その他の要望

- ① 酒類販売管理研修は最後に受講した日から起算し3年を超えない期間ごとに再受講が義務付けられています。しかし、酒類販売管理研修実施団体の開催スケジュールにより、大幅に前倒し再受講せざるを得ない状況も生じており、受講者の負担になっている場合がございます。再受講期限について、1か月程度の猶予を設ける等、弾力的な運用をお願いいたします。

以上